

# 龍ヶ崎市文化会館指定管理者公募に向けたサウンディング型市場調査実施要領

## 1. 調査の目的

龍ヶ崎市文化会館（以下、文化会館）は、地域社会の芸術文化の向上を図ることを目的として設立され、市民の文化芸術活動の拠点として活用されています。平成 20 年度から指定管理者制度を導入しており、現在は、公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団が令和 8 年度まで受託しています。

令和 9 年度からは民間事業者等を含めた公募による指定管理者の選定を検討しておりますので、民間事業者等から幅広くご意見やご提案をいただき、公募条件等を整理していくために、サウンディング型市場調査（以下、「本調査」という。）を実施いたします。なお、本調査への参加の有無や意見の内容は、今後の事業者選定の評価等に影響を与えるものではありません。

## 2. 本調査の対象となる施設および業務の概要

### (1) 施設の概要

名 称 龍ヶ崎市文化会館

所 在 地 龍ヶ崎市馴馬町 2612

施 設 規 模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下 1 階地上 3 階

敷 地 面 積 31,290 m<sup>2</sup>

建 築 面 積 3,564 m<sup>2</sup>

延 床 面 積 4,967 m<sup>2</sup>

施 設 内 容 ①文化会館：大ホール（1,200 名）、小ホール（250 名）、リハーサル室、楽屋、主催者事務室、和室、小会議室、管理事務室等

②付帯施設：駐車場-普通車 214 台、身体障がい者用 6 台、駐輪場

完 成 年 昭和 59 年（築 40 年）

### (2) 業務の概要

ア 文化事業に関する業務

イ 施設の運営に関する業務

ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 自主事業

オ その他

事業計画、事業報告及びモニタリングに関する業務ほか

## 3. 本調査の対象者

文化会館の管理・運営に関心のある法人または法人のグループとする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団排除条例等に該当する者

#### 4. 調査内容

##### (1) 指定管理者制度による施設運営について

参入意向の有無、参入形態と市場性、妥当と考える指定期間、会館施設の稼働率向上に資する取組について

##### (2) 公募条件に関すること

応募に必要な検討期間（準備期間）

##### (3) 効率的な維持管理運営の提案について

大ホール座席の改修など既存施設・設備の活用について

##### (4) 運営手法等について

指定管理者制度による運営手法について

##### (5) その他

実施全般に関する提案・課題・問題点等について

#### 5. 本調査のスケジュール

##### 内容 日程

実施要領の公表 令和6年10月18日（金）

参加申込期間（エントリーシート提出）

令和6年10月18日（金）から令和6年11月8日（金）17時まで

現地見学会申込期間 令和6年10月18日（金）から令和6年11月15日（金）17時まで

現地見学会 令和6年10月22日（火）から11月22日（金）

質問書提出期限 令和6年11月6日（水）17時まで

サウンディングの実施 令和6年11月下旬から12月上旬（別途調整）

調査結果の公表 令和6年12月下旬

※ 実施状況等により、日程は変更させていただくことがあります。

#### 6. 本調査の流れ

##### (1) 参加申込

令和6年11月8日（金）17時までに、所定のエントリーシート【様式1】に必要事項を記入し、件名を【龍ヶ崎市文化会館サウンディング参加申込】として、申込先へ電子メールにてご提出下さい。

##### (2) 現地見学会（希望者のみ）

現地見学会に参加を希望する場合は、令和6年11月15日（金）17時までに、「現地見学会参加申込書」【様式2】に必要事項を記入し、申込先へ電子メールにてご提出ください。

##### (3) サウンディング実施日時の連絡

ア 実施日時は、事前エントリーしていただいた参加者と個別に調整します。

イ サウンディングの所要時間は、60分で設定します。

##### (4) 質問書の提出

質問がある事業者は、所定の質問シート【様式3】を11月6日（水）までに、申込先へ電子メールにてご提出ください。質問に対する回答は、後日ホームページ上で公表いたします。なお、事業者のノウハウが含まれる質問については、個別に回答し、非公表といたします。

質問回答の公表 令和6年11月7日（木） 予定

※質問シート提出時のメールの件名は、【龍ヶ崎市文化会館\_\_質問シート提出（法人名）】としてください。

#### （５）サウンディングの実施

ア 参加者のアイデア・ノウハウの保護の観点から個別に実施します。

イ 龍ヶ崎市役所本庁舎での実施を予定しています。（日時、場所は後ほど調整）

ウ サウンディング内で知り得た情報については、市の許可なく第三者へ提供することを禁じます。守秘義務誓約書【様式４】を当日提出してください。

#### （６）調査結果の公表

実施結果について、令和６年１２月下旬に概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表前に参加事業者へ内容の確認を行います。

### ７．市から提供する資料

#### （１）提供資料名（市ホームページからダウンロードできます。）

ア 龍ヶ崎市文化会館施設利用状況

イ 龍ヶ崎市文化会館指定管理者公募要項（令和５年度実施）

ウ 龍ヶ崎市文化会館指定管理者業務仕様書（令和５年度公募時）

エ 龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例、龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則

オ 龍ヶ崎市文化会館平面図

#### （２）提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本調査の参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

### ８．その他留意事項

#### （１）参加の取扱い

今回の本調査への参加は、今後の事業者選定に影響を与えるものではありません。また、本調査に不参加の場合でも、今後の事業者選定の手続きに参加できます。

#### （２）費用負担

本調査の参加に関する書類作成・提出等に係る全ての費用は、参加者の負担とします。

#### （３）提出資料の取扱い

参加者から提出された資料等は返却しません。また、市は本調査結果の公表や今後の事業実施に向けた検討以外の目的で、提出資料等を使用することはありません。

#### （４）追加対話への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にご協力をお願いいたします。

### ９．問合せ先・申込先

龍ヶ崎市教育委員会文化・生涯学習課 担当：関

〒301-8611 龍ヶ崎市 3710

電話：0297-64-1111

FAX：0297-60-1582

E-mail：syougai@city.ryugasaki.lg.jp